

音楽著作権の保護と最近の動向

—JASRACの独禁法違反事件に関連して—



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師
西口 博之

目 次

- I. はじめに
 - II. 著作権のデジタル化
 - (1) 音声・映像・書籍のデジタル化
 - (2) 著作物のデジタル化とビジネスモデルの変化
 - III. 音楽著作権の管理とJASRAC
 - (1) JASRACによる管理とその業務
 - (2) JASRACによる管理と後発サービス業
 - IV. JASRACの独禁法違反事件
 - (1) 公正取引委員会の排除命令と審決
 - (2) 東京高裁による審決取消判決
 - (3) JASRAC独禁法事件と著作権の管理
 - V. 音楽著作権管理問題の今後
 - VI. おわりに
-

I. はじめに

2013年11月28日及び29日付け日本経済新聞記事によると、ローソンはUSENと共同でスマートフォン向け定額音楽配信サービスを開始、また日本マイクロソフト社も、国内で音楽配信サービスを開始するとのことである。このネットを利用した音楽配信サービスの普及は、ますます従来型の音声・映像配信サービスに関連して、著作権の管理問題にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本稿では、最近のデジタル化する音声・映像などの著作権の動向並びにその実態について、その変化と将来について述べ、且つその音楽著作権の管理に関して関連のあるJASRACによる独占禁止法違反事件を引き合いにその管理の在り方等について論じるものである。

Ⅱ. 著作権のデジタル化

(1) 音声・映像・書籍のデジタル化

我が国著作権法では、その著作物として、文芸・学術・美術のジャンルを定めているが、我々の日常生活で密接な関係があり且つビジネスの対象となる著作物と言え、音声・映像（音楽著作物・映画著作物）や書籍（言語著作物）であろう。

我々がこれらの著作物に接する方法としては、音楽会・映画館・図書館など公共の場以外に、レコード・CD・ビデオ・DVD・書籍など有形的な複製物（再生品）を通じて自己の住居などにおいても可能である。

これらの著作権の対象となっている音声・映像及び書籍は、昨今デジタル技術の進歩とインターネットの普及とにより、次の様な従来型（伝統的）ビジネスからデジタル型ビジネスへとの変化が見られる¹。

著作物	従来型（買取型）	従来型（レンタル型）	デジタル型（デジタル配信）
音声型 (音楽ソフト)	カセットテープ (磁気テープ) レコード・CD・MD	レンタルCD ラジオ・ジュークボックス	インターネット配信 (PC配信・スマートフォン) P2P (Napster, Amister, Grokster, KaZaA, Winny, iTunes Music Store)・MP3
映像型 (映画ソフト・ ビデオソフト・ TV番組・ ゲームソフト)	ビデオカセット DVD・レーザーディスク テレビ	レンタルビデオ レンタルDVD カラオケ	インターネット配信 動画投稿サイト (YouTube)
テキスト型 (書籍・雑誌・ 新聞記事)	書籍・雑誌・ 新聞	貸本屋	電子出版 (電子書籍・電子雑誌・ 電子新聞)

これらの音声・映像並びに書籍など著作物についての権利に対する保護、即ち著作権を他人に利用させるにあたっての著作権料の徴収については、従来型（買取型）の場合は、有形物による著作物の複製物の生産・流通（販売）の段階で管理・徴収ができたが、レンタル型並びにデジタル配信型については、その完全な管理・徴収に限界がある。

1 Branislav Hazucha・劉曉倩・渡部俊英「ユーザ-から見た著作権とその保護手段のあり方」『知的財産法政策学研究』第41号（2013年）179頁以下並びにBranislav Hazucha「著作権、技術的転換と音楽パッケージの販売(1)—日本の音楽産業を題材に」『知的財産法政策学研究』第43号（2013年）145頁以下。

先ず、従来型（買取型）での管理は、権利者又はその代理者が複製物の生産と流通を独占的に管理ができて、その権利を買い取った利用者はその複製物を自己の家庭内などでの利用行うことで、権利の侵害が起こらなかった。

次に、レンタル型による著作物の利用という新しいビジネスモデルの出現では著作物の二次的利用の問題が生じた。それは権利者（或いは代理者）と第一次利用者（レンタル業者）との間は、従来の買取型での管理が可能であるが、第一次利用者と第二次利用者との間で著作物の私的使用以外の利用がなされる場合の管理問題が生じる。即ち、昨今の様に利用者が家庭内に多様な複製機器を保有することが可能となったことで、磁気テープ、ビデオカセット・レコーダ、パソコン、デジタルオーディオ・テープ、デジタルビデオ・ディスクなどでの複写技術が家庭内での複写を容易にした²。

このレンタル型の場合には、第二次利用者が著作物を私的使用以外の目的で利用している場合には、著作権侵害の問題が生じることになる。

更に、デジタル型の場合には、デジタル技術の進歩とインターネットの普及というビジネス環境の変化の結果、著作物の管理がこの伝統的な買取型の仕組みのなかでは完全に出来ないようになってきた。

インターネットを利用しての音楽配信という場合の典型的な例としては、個人がプロバイダーを経由して特定の音楽配信サービス業者から受ける場合が考えられ、その場合に利用する音楽ソフトに対する対価は、権利者或いはその代理者に支払われることになる。

我が国においては、この音楽著作物の権利者の代理人には、音楽出版社がなり作曲家とか作詞者の代理人となり権利の管理を行い著作権使用料を印税の形で作曲家・作詞者に支払われている。

然しながら、音楽著作権の管理対象が拡大するにつれて、その管理のための許諾実務を行うことが困難となり、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の様な、著作権管理事業者が出現することとなる。

（2）著作物のデジタル化とビジネスモデルの変化

この音声・映像のデジタル化の結果、それらの音声・映像及び書籍などに関するビジネスモデルも変化している。

我が国のこれらの音声・映像ソフトと書籍のビジネスモデルの変遷は、米国との対比で考えられることが多い。

これは、第2次世界大戦後の我が国が、政治・経済・文化・教育などあらゆる分野で米国の影響を受け、米国のあらゆるシステムが数年～十年の期間を経て我が国に導入されてきた経緯からしても明らかである。

最近の音声・映像ソフト並びに書籍などのビジネスモデルの変遷も以下の日米比較の中で見られる³。

この米国の現状からすれば、我が国の場合も特に音声・映像の分野ではその将来を想像出来る。

2 名和小太郎『デジタル著作権—二重標準の時代へ』みすず書房（2004年）184頁以下。

3 日米比較については、米国での在留が三十年と永く日米双方の事情に詳しい近藤葉子氏より得た情報によるものである。

日本

(音声・映像)

①レコード・CD・DVDは未だ残っている

②レンタル店でレンタル

(1989年の6213店をピークに2013年は
2704店に減少)

③①及び②の日米相違の理由

音楽好きの国民性とITの不慣れ

米国

①殆どがインターネット経由

(タワーレコードなど大手が倒産)

②ブロックバスターが2010年に

倒産し、Net Flixがこれに替わる。

また、レンタルDVD自販機

(Red Box)の普及。

Hulu Plus, Amazon Prime,

iTunes等の出現。

米国民の合理性・

IT技術への熟達度の違い

(書籍)

①電子書籍普及の遅れ

2012年の電子書籍市場規模は768億円で
書籍全体の約8%

②旧来の紙媒体書籍の保存

①米国では書籍の電子化が普及

日本の4倍の市場規模

②グーグルなど民間業者による

Ⅲ. 音楽著作権の管理とJASRAC

(1) JASRACによる管理とその業務

JASRAC (Japanese Society for Rights of Authors, Composer and Publishers: 日本音楽著作権協会) は、音楽(楽曲・歌詞)の著作権を持つ作詞者、作曲家、音楽出版社から録音権、演奏権などの著作権の信託を受けて、音楽の利用者に対する利用許諾(ライセンス)利用料の徴収と権利者への分配・著作権侵害の監視・著作権侵害者に対する法的責任の追及などを業務としている⁴。

音楽著作権の管理をJASRACに委託しようとする作曲家、作詞家、音楽出版社は、自らが保有する音楽著作権の支分権の全部または一部をJASRACに移転し、JASRACはこの著作権の移転を受けて自らが著作権を保有し、著作権の対象物である著作物(楽曲・歌詞)の利用希望者に対して利用許諾を行い、その使用料を対価として徴収し、管理手数料を控除した上で、委託者に分配する。

著作物の利用とは、例えば喫茶店・レストラン・ダンス教室・コンサートホールなどにおける不特定多数向けの音楽の演奏・CD・DVD・映画・オルゴールなどの音楽の複製、TV・ラジオなどによる音楽放送、インターネットによる音楽配信などがある。

JASRACが行っている音楽著作権の管理業務としては、最近のJASRACによる2012年度事業報告書によると、①演奏会等(カラオケ・演奏会・放送・有線放送など) ②録音(オーディオ

4 紋谷暢男『JASRAC概論：音楽著作権の法と管理』日本評論社(2009年)参照。

ディスク・ビデオグラムなど) ③出版 ④貸与(貸しレコードなど) ⑤複合(通信カラオケ・インタラクティブ配信など)である。その業務実績(売上)では、放送(288億円)・ビデオグラム(182億円)・オーディオディスク(123億円)・インタラクティブ配信(104億円)などになっており、これらの実績を2002年と比較してみると、放送(180億円)・ビデオグラム(101億円)・オーディオディスク(308億円)・インタラクティブ配信(76億円)となっており、大きく増加を示しているのが、放送・ビデオグラム・インタラクティブ配信(音楽配信・着メロ・着うた・動画等配信)などである。一方、録音におけるオーディオディスクの売上がこの10年間で半減している⁵。

このオーディオディスクの減少は、レコードに替わる音楽ソフトとして一世を風靡したCDの販売が1998年をピークとして減少しており、日本レコード協会による2002年度の音楽ソフトの生産高がオーディオ(CDシングル・アルバム)で5,000億円、ビデオ(音楽ビデオ)で1,500億円であったのが、2012年には、オーディオで2,277億、ビデオで831億円、有料音楽配信(モバイル・PC配信・スマートフォン)で543億円と全体として半減している事実からも窺える。

その原因として考えられるのは、コンテンツ市場の多様化(携帯電話等モバイルからPC配信・スマートフォン等インターネットダウンロードへの移行等)・音楽への関心度の低下、レンタル・中古市場の隆盛、違法アップロード市場の蔓延等である。

因みに、日本レコード協会の調査によると、レンタル市場もCDレンタル店は1989年の6,213店をピークに減少傾向にあり、2013年には2,704店となっている⁶。

一方、2012年度の有料音楽配信サービスは、上記日本レコード協会の統計では、2005年対比では次の様な推移を見せており、PC配信・インターネット配信の度合いの増加がみられる⁷。

有料音楽配信売上実績コンテンツ別推移(単位:百万円)

	2005 年	2012 年
インターネットダウンロード (シングルトラック・アルバム・ 音楽ビデオ)	1,851	17,988
モバイル (Ringtunes/Ringback Tunes シングルトラック・音楽ビデオ)	32,340	34,783

(2) JASRACによる管理と後発サービス業

我が国における音楽著作権の集中管理については、1939年に「著作権に関する仲介業務に関する法律」が施行され、同年JASRACの前身にあたる大日本音楽著作権協会が設立され管理業務が開始された。この著作権の一元的管理は、効率のよいシステムとして運用されてきたが、その後音楽ソフトのデジタル化ネットワーク化の進展に伴って、JASRACの非効率な面も指摘されるようになり、その管理業務についての批判も出てきた。

JASRACは、スナックやジャズ喫茶、ライブハウス等でのJASRACの管理曲を演奏する場合

5 福井健策編『音楽ビジネスの著作権』著作権情報センター(2008年)12頁以下。

6 日本レコード協会ホームページ「調査レポート」レンタル店調査2013年度による。

7 日本レコード協会「有料音楽配信実績」『日本のレコード産業2013』18頁参照。

の使用料を包括的利用許諾契約（ブランクット契約）の下で決めているが、その場合、演奏回数に関係なく店舗の客席数や床面積に応じて一律に演奏使用料が決定されるために、JASRAC管理曲をそれほど利用しない店舗にとって使用料負担の比重が重くなる。

また、このようなやり方では正確な使用料の徴収並びに支払い方法に反映されていないとの苦情も出てきていた。

そうした中で、2000年に著作権等管理事業法が成立して、その後にイーライセンス、ジャパン・ライツ・クリアランス（コピナビ）、ダイキサウンド等が音楽著作権管理事業に参入してきた⁸。

IV. JASRACの独禁法違反事件

(1) 公正取引委員会の排除命令と審決

公正取引委員会は、平成15年3月31日付け「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究報告書」において、「放送権」における「包括利用許諾契約」については、新規参入を阻害する要因となるとの指摘を行ってきた。

JASRAC管理曲の放送を行う場合、放送業者は包括的利用許諾契約か個別契約のいずれかを選択できるが、前者を選択する場合、放送事業収入の1.5%をJASRACに支払えば、放送業者はJASRAC管理曲を無制限に放送できるようになるため、管理曲を大量に放送する放送業者は、包括的利用許諾契約を締結するのが一般的である。JASRACは、音楽著作権管理事業において圧倒的なシェアを維持していて、放送業者がJASRACと包括的利用許諾契約を締結するならば、その放送事業者が他の音楽著作権管理業者との契約を行うメリットがなく、他事業者の参入阻害となるとの判断である。

平成20年4月23日、公正取引委員会は、こうした状態が私的独占に該当するとしてJASRACへの立入り調査を行い、平成21年2月27日付けで公正取引委員会排除措置命令（平成21年（措）第2号）を出した⁹。

公正取引委員会は、JASRACに対して、独占禁止法第3条（私的独占の禁止）の規定に違反する行為を行っているとし、同法第7条1項の規定に基づき排除命令を行った。

違反行為者：社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

違反行為の概要：

① JASRACは、放送事業者から包括徴収の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用している。

これにより、当該放送業者が他の管理事業者にも放送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することになる。

② これにより、JASRAC以外の管理事業者は、自らの放送等利用に係る管理楽曲が放送事情者の放送番組において殆ど利用されず、また、放送等利用に係る管理楽曲として放送等利用が見込まれる音楽著作物をほとんど確保することができないから、放送等利用に係る管理事業を営むことが困難となっている。

8 安藤和宏「JASRACの放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題点」『知的財産法政策学研究』第39号（2012年）179頁以下。

9 公正取引委員会ホームページ「平成21年2月27日社団法人日本音楽著作権協会に対する排除措置命令について」参照。

③ 前期①の行為によって、JASRACは、他の管理事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、我が国における放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における競争を実質的に制限している。

排除措置命令の概要：

- ① JASRACは、上記①の行為を取りやめること
- ② JASRACは、上記①の行為を取りやめる旨及び今後それと同等の行為を行わない旨を、理事会において決議をすること
- ③ JASRACは、上記①の行為を取りやめるに当たり採用する放送等使用料の徴収方法について、予め公正取引委員会の承認を得ること
- ④ JASRACは、上記①及び②に基づき採った措置を自己と利用許諾を締結している放送事業者、他の管理事業者及び自己に音楽著作権の管理を委託している者に通知すること
- ⑤ JASRACは、今後上記①の行為と同様の行為を行ってはならない。

これに対して、平成21年4月28日に被審人から審判請求があり、5月25日審判手続きが開始され、平成24年6月12日付き審決（平成21年（判）第17号）が下された¹⁰。

公正取引委員会は、JASRACに対して、独占禁止法第66条第3項の規定に基づき、平成21年2月27日付けの排除措置命令を取り消す旨の審決を下した。

被審人：一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）

（本審決の争点）

争点1：排除効果

争点2：正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性の有無

争点3：一定の取引分野における競争の実質的制限となるかどうか

争点4：公共の利益に反する行為か

争点5：排除措置命令の必要性・実施可能性の存否

本件審決においては、争点1に関して被審人の行為がイーライセンス等新規参入者の管理事業を困難にしたとの判断をしないで排除効果を否定して、ほかの争点の検討を放棄し違反要件を満たされないと結論した。

（2）東京高裁による審決取消判決¹¹

平成25年11月1日東京高裁判決；平成24年（行ケ）第8号

原告：（株）イーライセンス

10 公正取引委員会ホームページ「平成24年6月14日一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審決について（音楽著作物の著作権に係る著作権等管理事業者による私的独占）」参照。平成21年6月12日付けの審決については、下記文献を参照。植村幸也「JASRAC私的独占事件の排除措置命令取消審決について」『NBL』第981号（2012年）7頁以下。

根岸哲「JASRAC排除型私的独占被疑事件審決—審判審決平成24・6・12」『NBL』第991号（2012年）58頁以下。上杉秋則「審決批判：JASRAC事件（平成21年（判）17号）審判審決」『NBL』第983号（2012年）28頁以下。村上政博「日本音楽著作権協会事件審判審決（平成24・6・12）について」『公正取引』第743号（2012年）71頁以下。泉水文雄「日本音楽著作権協会事件審判審決とその後の課題」『公正取引』第743号（2012年）62頁以下。田中久美子「一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審決について」『公正取引』第743号（2012年）55頁以下。青柳由香「著作権集中管理団体による使用料の包括徴収の排除該当性—JASRAC事件」『ジュリスト』第1449号（2013年）104頁以下。

11 平成25年11月2日並びに平成25年11月23日付け日本経済新聞記事参照。

被告：公正取引委員会

参加人：JASRAC

JASRACは、音楽著作権に係る管理事業者であり、著作権者から音楽著作権の管理を受託し、放送事業者に音楽著作権の利用を許諾し、使用料を徴収して著作権者に分配している。

JASRACが放送等利用に係る音楽著作権の大部分の管理を受託しているが、そのほとんどすべての放送事業者との間で放送使用料の徴収方法として包括的徴収とする利用許諾契約を締結している行為（包括契約）が問題となっていた。

上記(1)平成24年2月27日付けの排除措置命令の取り消し審決を経て、同年7月10日付けで、(株)イーライセンスが東京高裁に公正取引委員会を相手に審決取消訴訟を提起した。

このJASRACが放送事業者等と結んでいる包括契約は、JASRACに放送事業収入の1.5%を支払えば、290万曲近い管理楽曲をすべて自由に使用できるので、放送事業者にとっては割安で便利な方法である。一方、(株)イーライセンスの契約は、管理下にある約5300曲の利用に応じて個別に使用料を支払う方法である。同社の管理楽曲を使用すると余分な支払いが生じるために、結果的にJASRACの管理楽曲しか使用さえない状態となっていると訴えていた。

東京高裁は、他の事業者を排除する効果があると認定して、独占禁止法に違反しないとした公正取引委員会の審決を取り消した。

本判決の争点：

争点1：原告適格

争点2：事実認定

争点3：排除型私的独占該当性

争点4：手続的瑕疵

本判決においては、争点1の原告適格について、「参加人の唯一の競業者である原告」が本件訴訟について如何に原告の適格性を持つかを、以下の様な理由で原告適格を認めた。まず、「法律上の利益を有する者」行政訴訟法第9条2項後段の前半の構造（関係法令の趣旨・目的を斟酌して当該法令の趣旨目的をみる）に従い、その中で後半（違法な裁決がなされた場合の状況を勘案する）を織り交ぜて判断し、更に排除措置命令等に「関する」規定として、70条の15、25条・26条、84条等の規定が「一定の範囲の競業者等が業務上の利益を害された場合に」、「損害の補填を適正、迅速且つ容易に受けられるようにすることも、その趣旨及び目的としていると解することができる」とし、公正委員会の当該違反行為に対し排除措置命令又は排除措置を認める審決を発することにより公正且つ自由な競争の下で事業活動を行うことができる当該競業者の利益を、個々の競業者との個別的利益としても保護する趣旨を含む規定であるとし、排除措置命令を取り消す旨の審決が出されたことにより、著しい業務上の被害を直接的に受ける恐れがあると認められる競業者については、審決の取り消しを求める原告適格があると判断した。

そして、争点2並びに3の排除効果に関しては、本件審決の事実認定を論じ、排除型私的独占の要件の成否を論じて、排除効果があったとして次のような結論を下した。

「参加人の本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するものと認められることから、この点が認められないことを理由として、本件行為が独占禁止法2条5項に定める排除型私的独占に該当しないとして本件審決の認定、判断には誤りがある。」

この審決取消訴訟判決に対しては、同年11月13日に公正取引委員会が上告受理申立を行い、JASRACも行政事件訴訟法22条1項による第三者としてこの訴訟に参加を表明、今後①本件排除措置命令及び本件審決の名宛人でないイーライセンスには原告適格がないこと、②仮に原告適

格が認められるとしても、本件審決の事実認定は綿密な証拠調べに基づく合理的なものであり、法解釈にも誤りはないため、本件審決には取消事由がないことを巡って最高裁の判断を仰ぐことになる¹²。

(3) JASRAC独禁法事件と著作権の管理

今回のJASRACの独禁法違反事件は、この音楽著作権の保護という局面ながら、その著作権管理事業者の著作権保護の一つの形態としての包括契約の適正さについての争いであり、現下の音楽著作権の利用許諾の適正な施行による著作権の保護という大きな目的に沿って生じた問題ではない。

今回の公正取引委員会による審決並びに東京高裁による審決取消訴訟において争われてきた、包括契約の他者への排除性なりその他者の原告適格を争う展開が今後とも続くことになる。

この音楽著作権の管理事業がその著作権保護の為に重要であることは異論がないが、今回の紛争を通じて、音楽著作権の保護の実態として判ったことは、その対象が従来型の著作物からデジタル型に大きく変化を遂げており、JASRACの管理事業の実績もこの分野で如何に実績を残せるかについての不安が残ることである。

それは、JASRACのこの10年間での上規模が、放送関連使用料の増加の反面、音楽配信に関連してインターラクティブは、携帯電話における着メロの減少もあり伸びが少ないとはいえ予想外のもので、この動向はコンテンツ産業の現実と乖離しているともいえる。

このことは、音楽著作権の対象が従来型から大きくデジタル型への変化を遂げるなかで、音楽著作権の保護、即ち著作権の利用許諾の方策が適正に行われず、その利用許諾使用料が適正に徴収されていないことを物語るものといえる。

むしろ、放送関連での業績の伸びを誇るよりは、今後のデジタル配信による分野での著作権保護の方策の具体化を音楽著作権の保護に当たる楽曲管理事業者に期待するところである。

V. 音楽著作権管理問題の今後

我が国のコンテンツ産業のうちで、この約10年間で最も落ち込みの激しい分野は、音楽CDで、その市場規模は約三分の一に縮小している。

その一方で、有料音楽配信は、インターネットダウンロードが、約10倍と激増の反面、モバイルは微増にとどまっている。

この音楽配信のインターネットダウンロード化は、反面違法海賊版の増加をまねき、

最近「ダウンロード違法化」導入の為に著作権法の改正時に、その根拠として説明された日本レコード協会の資料では、「P2Pや動画投稿サイトから権利者に無断・無料でダウンロードされた音楽ファイルは、年間43.6億ファイル、6683億円、正規音楽配信2010年の860億円の8倍」とのことで、このデジタル配信の音楽著作権の権利保護が今後の最大の課題であることは異論がない¹³。

著作物の電子化という局面で見ると、音楽・映像ソフトと書籍・雑誌などに共通するのが、両方ともその権利を公式に登録・レジスターする制度がないことに加えて、これまでのレコード・CD/DVD等或いは書籍・雑誌等の有形物からデジタル化（電子化）による無形化がなされ

12 白石忠志「JASRAC審決取消訴訟東京高裁判決の検討」『NBL』第1015号（2013年）15頁以下参照。

13 福井健策『ネットの自由vs.著作権』光文社（2013年）111頁以下。

ることである。

無形化による大きなメリットは、両者ともに、その蓄積データ（記録）スペースの縮小化であるが、一方、そのデメリットとしては、著作権のレジスターがないことで、その権利の確認ができない結果、その権利保護に完璧性が欠けることである。例えば、音声・映像ソフトがレジスターされていて権利者が確定できる場合、その権利の行使がインターネットで行われる場合にも、同じインターネット上でその権利者が確定でき権利の保護が図れることである¹⁴。

その点では、書籍・雑誌の場合、以前よりあらゆる出版物は国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）による納本制度で国会図書館に納本されており、その意味では原則としてあらゆる出版物が実質的にはレジスターされていることで今後その電子化が進んで行っても、書籍・雑誌に関しては、逆にその著作物への保護、例えば、著作物管理業者がいてこのデータを使用できれば、より完全な著作権の保護の方策が講じられるのではないかと考えられる。

このうち、CD/CD-ROM/DVD等パッケージで頒布される電子出版物（音楽ソフトやゲームソフトを含む）は、2000年の国会図書館法の改正が平成25年7月1日より施行されることで、上述の書籍・雑誌と同様の保護管理が可能なのではなかろうか？

そうしてみると、音楽ソフトの世界でも、このような仕組みが実現して、音楽著作権の保護がより完全な形でなされる方策が講じられると、違法アップロード市場の拡大を阻止できるのではなかろうか？

VI. おわりに

最近の平成26年1月1日並びに8日付け日本経済新聞社による報道では、今後スマートフォンやタブレット等各種携帯端末の使い勝手が高まっており、更に手首・耳・腕先など身体に装着するデジタル機器（ウェアラブル端末）をめぐる商戦も活発化しており、一方 これらのハードを機能させる為の通信網として高速データ通信サービスLTEの普及も本格化している。加えて、このような私用で使用しているスマートフォンを企業の社内システムにアクセスして、必要な情報の交換を目指すBYOD（Bring Your Own Device）の活用等により、今後そのソフトの一部として、音楽・映像ソフトの将来が大きく変化の可能性もある。

このように、今後大きく変貌を遂げる可能性のある分野での著作権の保護を図る為には、JASRACとしての本来の目的である音楽著作権の保護を完璧に図る為の方策を工夫することが、独禁法に違反するかは別として、実質的な音楽著作権の独占的・集中的な管理事業者であるJASRACに求められるところであろう。

14 大阪弁護士会知的財産法実務研究会『デジタルコンテンツ法（下巻）』（株）商事法務（2004年）438頁参照。